

川越市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成27年2月9日 午後2時
- 3 閉 会 平成27年2月9日 午後4時30分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長佐藤嘉晃、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長忽滑谷達夫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、市立川越高等学校事務長御菩薩池和良、教育財務課副参事井上敏秀、文化スポーツ部長牛窪佐千夫、文化スポーツ部副部長兼国際文化交流課長松田裕二、文化スポーツ部参事兼文化芸術振興課長前島和行、文化スポーツ部参事兼スポーツ振興課長西島昭善、美術館長上野 正

8 前回会議録の承認

平成26年度第11回定例会会議録を承認した。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第51号 平成27年度教育行政の基本方針と重要施策について
(非公開)

日程第2議案第52号 平成27年度学校教職員管理職人事について
(非公開)

日程第3議案第53号 川越市教育委員会公印規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

本規則は、公務上作成された文書に使用する印章について必要な事項を定めたものである。まず、改正の趣旨であるが、電子計算システムによる文書作成において、川越市教育委員会印を電子印として使用するため、必要な規定の整備を行うものである。具体的には、今年度、学校管理課に導入する学齢簿システムにおいて、同システムから出力する入学通知書に公印の印影を印刷するために使用するものである。次に改正の内容であるが、本規則の別表に電子計算組織に係る一般文書用として、川越市教育委員会印を加えようとするものである。このことにより、同規則第13

条の規定に基づき、川越市教育委員会印を管理する教育総務課長の承認を得た上で、公印の印影をシステムに取り込み使用することができるものである。なお、施行期日は、公布の日からとしようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第4議案第54号 川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則を定めることについて

参事兼学校管理課長

改正の概要については、町名地番整理により、大字今福の一部、大字大塚新田の一部、大字南大塚の一部が、新たに中台南1丁目、中台南2丁目及び中台南3丁目に町名表示変更となることに伴い、川越市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正しようとするものであり、併せて同規則中の未整備部分の整備を図ろうとするものである。なお、施行期日は、平成27年3月9日からとしようとするものである。

委員

本規則の一部改正は、町名地番整理に伴うもので通学区域の変更はないものと考えてよろしいか。

参事兼学校管理課長

そのとおりである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第55号 平成26年度一般会計補正予算(教育委員会所管分)について

(非公開)

日程第6議案第56号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を定めることについて

(非公開)

日程第7議案第57号 川越市文化財保護審議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第8議案第58号 川越氷川祭の山車行事山車等修理検討委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

10 報告事項

- (1) 平成15年度～平成25年度「包括外部監査の結果報告書」に基づく措置状況について

教育総務課長

包括外部監査人による「包括外部監査の結果報告書」の結果について、新たに措置を講じたもの及び措置を講じないとしたものは、地方自治法の規定により、教育

委員会は、その内容を監査委員に通知し、監査委員はこれを公表するものとされている。今回の報告は平成15年度から同25年度までの「包括外部監査結果報告書」における「意見」に対する措置状況について教育委員会の所管部分を監査委員に通知するものである。なお、包括外部監査結果報告書には「結果」と「意見」がある。「結果」は監査対象となったテーマが法令等に則っているかどうかについての結論又は監査対象範囲内での所見で市が措置を講じた場合、監査委員による公表が義務付けられる。一方、「意見」は、指摘（結果）までは至らないが、監査結果の範囲外で組織運営の合理化等の視点による包括外部監査人の希望、願望等となっている。意見については、措置を講じた場合等、公表の義務はないが、本市においては実務上は結果と意見は密接不可分に関係しているとの考えから、意見についても積極的に取り組むこととし、結果と同様の扱いとしている。

平成22年度包括外部監査における教育委員会の所管に係る意見は2件であった。今回新たに措置を講じたものが1件、引き続き検討中が1件である。また、平成23年度包括外部監査における意見は1件であり、新たに措置を講じたものが1件となっている。以上により、平成15年度から同25年度までの「包括外部監査結果報告書」に対する措置状況の積み残しの「意見」3件のうち、2件を新たに措置を講じたものとして、監査委員に通知するものである。

委員

学校用務員等が市役所へ出張する場合の自家用車の利用等の方策の検討については、全市的な課題であることから職員課と協議し検討することであるが、県費の教員は自家用車を公用に使用することは認められているのか。

教育総務課長

県費の教員については認められている。

委員

図書館の資料延滞者に対するペナルティとして新たな資料の貸出停止とあるが、貸出停止の期間について伺いたい。

中央図書館長

返却期限を過ぎて61日目から資料を返却するまでが貸出停止となる。

1.1 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第51号、議案第55号及び議案第56号は意思決定過程における情報であり、議案第52号、議案第57号及び議案第58号は人事に関する情報であることからこれらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、議案第52号は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長、参事兼学校管理課長）による審議とすることに決定した。
- (2) 議案第52号は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行う

ことについて、各委員承認し日程を変更することになった。

- (3) 議案第51号の審議に当たり、説明補助者として教育財務課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (4) 議案第51号の関係者として、文化スポーツ部長、同部副部長兼国際文化交流課長、同部参事兼文化芸術振興課長、同部参事兼スポーツ振興課長、美術館長の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (5) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理者、長井委員が指名された。
- (6) 次回教育委員会は平成27年3月24日（火）午後3時開催に決定した。